

高齢者用肺炎球菌予防接種を受ける方へ (沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン用)

1. 肺炎球菌による感染症

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、せきやくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約 5～10%の高齢者では鼻やのどの奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2. 接種の対象者

男鹿市に住所登録があり、過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方のうち、下記に該当する方が対象です。

- 1)65歳の方(65歳になる誕生日の前日から66歳になる誕生日の前日まで)
- 2)60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級相当の方

3. 使用するワクチンと接種方法

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を用いて、1回筋肉内に接種します。

なお、令和8年度より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になりました。

4. ほかのワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチン等のほかのワクチンと同時接種が可能です。また、ほかのワクチンとの接種間隔に制限はありません。

5. 予防接種を受ける前の注意事項

健康状態および体質を勘案し、次のいずれかに該当すると認められる場合には、主治医に当該予防接種を受けてよいかを確認してから接種してください。

1)次の方は接種することができません。

- ① 明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④ 予防接種を行うことが不適当な状態にある方等

2)次の方は予防接種を受ける前に必ず医師とよくご相談ください。

- ① 免疫不全と診断されている方

- ② 近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- ④ 過去に予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑い症状を呈したことがある方
- ⑤ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ⑥ 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の成分やジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれがある方
- ⑦ 血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

6. 接種後は以下の点に注意してください

- 1)接種後 30 分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には速やかに医師へ連絡してください。
- 2)注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- 3)当日の激しい運動は控えるようにしてください。

7. 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)の効果

肺炎球菌には、100 種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンであり、この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因の約 5～6 割を占めるという研究結果があります。

また、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことを言います。

8. 副反応について

ワクチンを接種後に以下のような副反応が見られることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、けいれん(熱性けいれん含む)、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*(59.6%)、筋肉痛(38.2%)、疲労(30.3%)
10%以上	頭痛(21.7%)、関節痛(11.6%)
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状

～予防接種による健康被害救済制度について～

- 予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。
- 極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことが出来ないことから、定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 専門家による国の審査会で、その健康被害が予防接種によるものと認定された場合に、健康被害の程度に応じて、法律で定められた金額が支給されます。